

## 租税特別措置等に係る政策評価

### 1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及び測定指標等）、有効性等（適用数等、減収額及び効果・達成目標の実現状況）、相当性等（租税特別措置等によるべき妥当性等）の観点等から総合的に評価する。

### 2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月28日策定）及び平成29年度国土交通省事後評価実施計画（平成29年3月23日最終変更）に基づき、平成30年度税制改正要望にあたって、10件の事前評価を実施するとともに、1件の事後評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

## 租税特別措置等に係る政策評価書一覧

事前評価		ページ
(総合政策局)		
1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	1
2	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	18
3	技術研究組合の所得計算の特例の延長	※ 25
(土地・建設産業局)		
4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	30
5	公募投資信託等の内外二重課税の調整	※ 38
6	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正	※ 41
(都市局)		
7	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充	44
(水管理・国土保全局)		
8	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設	※ 50
(港湾局)		
9	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設	58
10	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長	61

## 事後評価

(都市局)		
1	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充	67

(注) 他省庁主管の評価書については、末尾に※を記した。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>【制度の概要】</p> <p>「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得した事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)に係る特例措置を講ずる。</p> <p>【要望の内容】</p> <p>改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定を受けた事業者が、同計画に基づき取得した特定流通業務施設について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額との合計額とすることを認めている現行措置(10%の割増償却)について、適用期限を2年間(平成32年3月31日まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 租税特別措置法 第15条、第48条、第68条の36</li> <li>・ 租税特別措置法施行令 第8条、第29条の6、第39条の65</li> <li>・ 租税特別措置法施行規則 第6条の3、第20条の22、第22条の43</li> <li>・ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第7条</li> </ul>
4	担当部局	国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成27年度～平成32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成8年度 延長(償却率20/100)地区要件の追加 平成10年度 延長(償却率18/100)ランプウェイ構造追加 平成12年度 延長(償却率16/100) 平成14年度 延長(償却率12/100)規模要件の引き上げ 平成16年度 延長(償却率10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成17年度 延長(償却率10/100)要件の見直し 平成18年度 延長(償却率10/100) 平成19年度 延長(償却率10/100) 平成21年度 延長(償却率10/100)要件の見直し 平成23年度 延長(償却率10/100)要件の見直し 平成25年度 延長(償却率10/100)災害要件の追加 平成27年度 延長(償却率10/100)規模要件の引き上げ 平成28年度 延長(償却率10/100)要件の見直し
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度及び平成31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>物流分野における労働力不足、より一層の地球温暖化対策の必要性等、昨今の物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的</p>

		<p>かつ持続的な確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)</p> <p>第1条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年6月9日閣議決定)</p> <p>4. インフラの生産性と都市の競争力の向上</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等</p> <p>以下の取組等を推進し、2020 年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進を図る。</li> </ul> <p>○ 総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)(平成 29 年7月 28 日閣議決定)</p> <p>2. 物流の透明化・効率化とそれを通じた働き方改革の実現(=見える)</p> <p>(3)付加価値を生む業務への集中・誰もが活躍できる物流への転換</p> <p>① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上</p> <p>ドライバーを輸送業務に特化させるとともに、輸送の回転率を上昇させることにより、時間当たりの生産性や収益性を向上させる必要がある。このため、トラック予約受付システム(中略)の導入(中略)を通じた荷待ち時間・荷役時間の短縮を促進する。</p> <p>3. ストック効果発現等のインフラの機能強化による効率的な物流の実現(=支える)～ハードインフラ・ソフトインフラ一体となった社会インフラとしての機能向上～</p> <p>(3)物流施設の機能強化</p> <p>(前略)物流総合効率化法の枠組みも活用し、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等、物流の結節点としての効果的な立地への物流施設の誘導を促進するとともに、トラック予約受付システムの導入やトラック営業所の併設等の物流事業者間の連携を促進することにより、物流の円滑化を図る。併せて、老朽化した物流施設について、更新・高機能化を推進することによって、物流事業者の生産性向上に資するような物流施設の整備を促進する。</p> <p>○ 働き方改革実行計画(平成 29 年3月 28 日 働き方改革実現会議決定)</p> <p>(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)</p> <p>(前略)特にトラック運送事業においては、(中略)荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。</p> <p>○ サービス産業チャレンジプログラム(平成 27 年4月 15 日 日本経済再生本部決定)</p>
--	--	---

		<p>2. サービス産業全体に係る目標  サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化  施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  平成32年度に新設・増設される営業倉庫に係る輸送フローに係る労働生産性について、政策を実施しない場合と比べて2.0%向上させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  上記の目標を達成するため、輸送と保管の連携により、平成32年度における輸送フローに係る労働生産性が10%改善する営業倉庫である特定流通業務施設を、新設・増設される営業倉庫の2割とする。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標及び測定指標を変更する理由》  近年の急速な通販物流の進展や、企業によるジャストインタイムの物流管理等を背景とした多頻度少量輸送や時間指定等、物流に対する要求水準が高まる一方で、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足が顕在化している。最近では、物流事業者単体では高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態も生じ始めている。</p> <p>我が国の産業競争力や豊かな国民生活の実現のためには、トラックドライバーをはじめとする物流の担い手不足・長時間労働の是正への対応が急務であり、その対応に当たっては、労働人口が減少していく中、労働条件等の改善にとどまらず、物流関係者の連携による省労働力型の物流体系を構築することが不可欠である。</p> <p>このような社会情勢の変化に対応するため、物流総合効率化法の改正(平成28年10月1日施行)により、輸送機能と保管機能の連携が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備を伴う総合効率化計画の認定要件として、従来の「輸送フローの改善による環境負荷の低減」のほか、「トラックの荷待ち時間の削減」を図ることとなった。これに伴い、本措置の達成目標及び測定指標を上記のとおり改めることとする。</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  改正物流総合効率化法の認定制度と税制特例措置によるインセンティブにより、一般的な営業倉庫から、輸送フローに係る労働生産性が10%改善する営業倉庫(特定流通業務施設)への転換を促進することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷待ち時間の削減を図ることができ、省力型の物流体系の構築に寄与することができる。</p> <p>物流業の中でも倉庫業については、既設の営業倉庫が約26千棟(平成28年度)あるところ、本特例措置により、新設・増設される営業倉庫の2割が特定流通業務施設として整備され、倉庫業の労働生産性の向上が図られることで、政策目的で掲げたサービス産業の労働生産性の伸び率(2020年までに2.0%)にも寄与するものである。</p>

有効性等	①	適用数等	<p>○ 適用対象件数及び適用額</p> <p>《適用額の推移(総適用額)》 (単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 539 1426 768"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象件数</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>57</td> <td>66</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>108</td> <td>131</td> <td>415</td> <td>500</td> <td>538</td> <td>619</td> <td>719</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての適用対象件数及び適用額を示したもの。(本制度の適用期間は5年間であり、適用を受ける過去5年分全ての適用対象を集計。)</p> <p>2 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」による。</p> <p>3 平成28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用対象件数及び適用額について、本措置の適用期間(5年間)分を累計し、推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用額と同額を計上。)</p> <p>4 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="544 1252 1426 1447"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用対象件数</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>73</td> <td>54</td> <td>103</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる適用対象件数・適用額を示したもの。</p> <p>2 平成26～28年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用対象件数及び適用額を推計。平成30年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成29年度は、平成30年度の適用対象件数・適用額と同数・同額を計上。)</p> <p>3 平成26年度・27年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」によると、前者が適用対象件数20件・適用額108百万円、後者が適用対象件数20件・適用額131百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる適用対象件数及び適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成29年2月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用対象件数及び適用額を推計することができない。)</p>	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32	適用対象件数	20	20	57	66	71	77	87	適用額	108	131	415	500	538	619	719	年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32	適用対象件数	14	10	7	20	20	20	20	適用額	73	54	103	154	154	154	154
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32																																												
適用対象件数	20	20	57	66	71	77	87																																												
適用額	108	131	415	500	538	619	719																																												
年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32																																												
適用対象件数	14	10	7	20	20	20	20																																												
適用額	73	54	103	154	154	154	154																																												

4 算定根拠については、別紙参照。

《僅少、偏りがないか》

平成 17 年度から平成 28 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 308 件(旧法 301 件、新法 7 件)、そのうち、税制特例措置を利用した事業者は 86 者(新設・増設倉庫証明書発行ベース)であり、約 28%が本措置を利用していることから、僅少、偏っているとは言えない。

② 減収額

○ 減収額

《減収額の推移(総減収額)》

(単位:百万円)

年度 減収額	平成 26	27	28	29	30	31	32
法人税	28	31	97	117	125	144	167
法人住民税	4	4	13	15	16	10	12
法人事業税	7	9	28	34	36	59	69
地方法人特別税	3	4	12	15	16	0	0

(注) 1 本表は当該年度に本制度が適用されるすべての減収額を示したものの。(本制度の適用期間は 5 年間であり、適用を受ける過去 5 年分全ての減収額を集計。)

2 平成 26 年度・27 年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 29 年 2 月国会提出)」に基づき推計。

3 平成 28 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5 年間)分を累計し、推計。平成 30 年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成 29 年度は、平成 30 年度の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて計上。)

4 算出根拠については、別紙参照。

《減収額の推移(単年度)》

(単位:百万円)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32
法人税	19	13	24	36	36	36	36
法人住民税	2	2	3	5	5	3	3
法人事業税	5	4	7	10	10	15	15
地方法人特別税	2	2	3	5	5	0	0

(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したものの。

2 平成 26～28 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額を推計。平成 30 年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(平成 29 年度は、平成 30 年度の適用額と同額に、当該年度の税率を乗じて算出。)

3 平成 26 年度・27 年度の実績は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 29 年 2 月国会提出)」によると、前者が適用額 108 百万円、後者が適用額 131 百万円となっている。本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 29 年 2 月国会提出)」の数値は、年度毎の内訳

が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。)  
4 算出根拠については、別紙参照。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

○ 達成目標の実現状況

(単位:棟、件、%)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	31	32
新設・増設倉庫棟数	80	65	72	100	100	100	100
認定件数(旧法)	36	32	12	-	-	-	-
認定件数(新法)	-	-	7	20	20	20	20
認定件数(合計)	36	32	19	20	20	20	20
税制特別措置の適用対象件数(旧法)	14	10	4	-	-	-	-
税制特別措置の適用対象件数(新法)	-	-	3	20	20	20	20
税制特別措置の適用対象件数(合計)	14	10	7	20	20	20	20
新設・増設倉庫棟数に対する認定件数の割合	45%	49%	26%	20%	20%	20%	20%
新設・増設倉庫棟数に対する税制特別措置の適用対象件数の割合	18%	15%	10%	20%	20%	20%	20%

(注) 1 平成 26～28 年度は、実績値(国土交通省調べ)。平成 30 年度以降は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計(平成 29 年度は、平成 30 年度と同数を計上。)

2 算出根拠については、別紙参照。

《適用実績に関する情報を用いない理由》

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における割増償却制度の適用件数等は、同制度の5年間の適用期間のうち、当該年度に適用される延べ件数等を集計したものである。一方で、達成目標の実現状況を検証するためには、当該年度の新設・増設倉庫棟数と本措置の単年度の適用対象件数を比較する必要があるため、本表での記載は当該年度が適用初年度となる適用対象件数とした。

(1) 達成目標の実現状況

平成 28 年度に新設・増設された倉庫数のうち、同法の規模要件を満たした営業倉庫の棟数は 72 棟である。また、同法の認定を受けたものは 19 件であり、このうち、本措置の対象件数は 7 件である(認定件数 19 件のうち 12 件は、本措置の要件を満たさない。)

一方で、平成 28 年度における本措置の対象件数が 7 件にとどまった理由

は、

- ① 平成 28 年 10 月 1 日に改正物流総合効率化法及び本措置（新制度）が施行され、この要件として、「トラック予約受付システム」が追加されたところ、同システムは、導入初期の段階であり、新しい取組として、物流業界への周知を進める途上にあること
- ② 物流施設におけるトラックの荷待ち時間は、物流施設側の責任ではなく、あくまでもトラック側・荷主側の問題として捉える傾向が強く、施設側の費用負担により、荷待ち時間を削減しようとする考えが乏しかったこと
- ③ 改正物流総合効率化法の認定要件として、「2以上の者の連携」を追加したが、元来、物流業界では、同業他社は競争相手であるとの考えが強く、連携することに対する理解が進まなかったこと 等

が考えられる。

改正物流総合効率化法の施行から半年以上が経過し、本措置による支援も含め、新制度が物流業界に浸透してきており、平成 29 年度は、平成 29 年 8 月 15 日時点で、10 件以上の認定が見込まれている。

#### (2) 租税特別措置の延長による達成目標の実現の見込み

1 年間に新設・増設した倉庫 100 棟のうち、輸送フローに係る労働生産性が 10% 向上する倉庫（特定流通業務施設）を 20 棟（新設・増設棟数の 20%）整備することにより、当該年度に新設・増設した倉庫全体で 2%（=10%×20%）の労働生産性の向上が見込まれるため、「租税特別措置等により達成しようとする目標」を達成することができる。

#### 【算出根拠】

##### ① 物流総合効率化法の認定制度について

物流総合効率化法では、「物資の流通に伴う労働投入量の削減」を図り、物流分野における労働生産性の向上を図ることとしている（流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針（基本方針）第 2・1・(4)）。

具体的には、特定流通業務施設におけるトラックバース・荷さばきスペース不足の解消及び事業者間コミュニケーションの円滑化を図るため、

- ・ 2以上の者の連携
- ・ 「大型車対応荷さばき・転回場」の設置
- ・ 「高規格バース」の設置
- ・ 「トラック予約受付システム」の導入（到着時刻表示装置の設置）等

を認定要件とした。また、特定流通業務施設における「荷待ち時間の削減目標」を掲げることとし、「概ね無駄な待機がない状態となることが見込まれること」（基本方針第 2・1・(4)）を認定要件とした。

物流総合効率化法では、これらの認定要件を通じて、荷待ち時間が発生しない特定流通業務施設の整備を図ることとしている。

##### ② 特定流通業務施設における労働生産性向上の考え方について

(ア) 物流分野における労働生産性については、平成 28 年 5 月 18 日に開催された「第 7 回物流問題調査検討会」において、「就業者 1 人・1 時間当たりの付加価値額」を主要指標として設定したところ。

(物流分野における労働生産性の算出方法)

労働生産性 = 付加価値額 ÷ (就業者数 × 1 人当たり平均労働時間)

(イ) 「トラック輸送状況の実態調査（平成 28 年国土交通省・全日本トラッ

ク協会)」によると、トラックの荷待ち時間は、1運行当たり平均1時間45分であり、全体の約60%で1時間以上の荷待ちが発生している。一方で、物流総合効率化法の認定を受けた倉庫(特定流通業務施設)は、「省力化設備を備えていること」、当該施設におけるトラックの荷待ち時間として「概ね無駄な待機がない状態となることが見込まれること」等を認定要件としており、1時間程度の荷待ち時間の削減が見込まれる。

(ウ)「平成28年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」によると、トラックドライバーの月当たりの労働時間は208時間であり、労働日を22日(月当たりの拘束時間上限293時間/1日当たりの基本的拘束時間13時間)とすると、トラックドライバーの1日当たり平均労働時間は約10時間となる。

(エ)上記(ア)～(ウ)より、1時間程度の荷待ち時間が削減される倉庫である特定流通業務施設を整備することにより、同施設に入庫するトラックドライバーの労働時間が10時間から9時間に1時間削減されれば、付加価値額と就業者数が不変とした場合、労働生産性は $1/10 \Rightarrow 1/9$ となり、約10%向上する。

(オ)以上により、特定流通業務施設は、「労働生産性が10%向上する倉庫」として位置付けることができる。

③ 「1年間に新設・増設した倉庫100棟」の考え方について

直近の過去3年間(平成26年度～平成28年度)に新設・増設された倉庫数のうち、物流総合効率化法の規模要件を満たした営業倉庫の棟数は、平均72棟である。これに基づき、1年間に新設・増設する倉庫を100棟として、労働生産性に係る試算を行うこととする。

(新設・増設倉庫棟数の推移)

年度	平成26	27	28	平均
区分				
新設・増設倉庫棟数	80	65	72	72

④ 特定流通業務施設の整備件数の目標について

平成29年度における税制特例措置の適用件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(3)本措置の効果

本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成28年度に7棟整備することができた。

また、本措置の効果について、平成28年度に改正物流総合効率化法の認定を受けた事業者(3者)に対してアンケート・ヒアリングを行ったところ、そのうちトラック予約受付システムを導入することとした2者から、本措置がなかった場合、「トラック予約受付システム」等の省力化設備を備えた倉庫を整備しなかった」との回答であったことから、本措置の直接的効果は7棟×2/3=5棟と推測される。

特に、トラック予約受付システム等の省力化設備を備えた倉庫(特定流通業務施設)は、改正物流総合効率化法(平成28年10月1日施行)により、初

めて要件化され、併せて本措置の対象となったところである。

業界団体によると、本措置の対象となる営業倉庫におけるトラック予約受付システムの導入については、改正物流総合効率化法の施行時では一般的ではなく、現在でも導入初期の段階であるとのことである。今回のアンケート・ヒアリング調査の結果により、本措置のインセンティブ効果が認められたところであり、現在における同システムの普及状況を勘案すると、本措置による特定流通業務施設の整備に対するインセンティブとしての効果は、今後も見込まれるものと考えられることから、平成 29 年度から平成 32 年度までの本措置の直接的効果は、毎年 20 棟  $\times$  2/3 = 13 棟と推測される。今後、予測される直接的効果が発現するかを検証するため、対象事業者や業界団体へのアンケート・ヒアリング等を実施する。

#### 《本措置の効果の検証方法》

本措置の効果については、以下により検証を行った。

- ① 本措置対象事業者に対するアンケート・ヒアリング調査
- ② 業界団体に対する倉庫業界の状況(トラック予約受付システム等省力化設備の普及状況)に係るヒアリング 等

#### 《税収減を是認するような効果の有無》

本措置により、

- ① 輸送フローに係る労働生産性の改善が図られた倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進
- ② 導入初期段階にある「トラック予約受付システム」の導入の促進が図られている。

特に、「トラック予約受付システム」については、改正物流総合効率化法において初めて要件化され、本措置による支援により、物流業界に本格的な導入が進んだ新しい仕組みである。

従来から、営業倉庫におけるトラックの入出庫では、到着順で貨物の積卸しを行うことが一般的な慣行となっている。多くの営業倉庫では、早朝などの一定の時間帯にトラックの到着が集中し、長時間の「荷待ち時間」が発生しており、トラックドライバーの長時間労働の一因となっている。

「トラック予約受付システム」には、トラックの倉庫への到着予定時刻を事前予約することにより、倉庫に到着する時間を分散化・平準化する効果があるが、これに加えて、「2以上の者の連携」、「特定流通業務施設におけるトラックバース等の不足を解消するための設備」や「荷待ち時間削減目標の設定」等の改正物流総合効率化法の認定要件と一体的に取り組みむことにより、特定流通業務施設におけるトラックドライバーの荷待ち時間の削減を図ることができる。

本措置を要望した平成 28 年度税制改正要望(平成 27 年度)時点では、「トラック予約受付システム」と類似のシステムを実験的に導入している倉庫業者が3者存在しているのみであった(業界団体調べ)。平成 28 年 10 月に改正物流総合効率化法及び本措置が施行されてから平成 29 年8月 15 日までの間に、本措置を利用して、新たに5者が「トラック予約受付システム」を含む省力化設備を導入した特定流通業務施設の整備を行うとして、認定を受けたところであり、毎年度 20 件以上の整備を目標としている。

本措置の減収額は、平成 30 年度・31 年度ともに、各年度約 36 百万円を見込んでいる。また、各年度 20 件の適用を目標としており、1件当たりの減収額は、年間約 1.8 百万円、5年間合計で約9百万円となる。

一方で、一般的な営業倉庫から「トラック予約受付システム」等の省力化設

			<p>備を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1件当たり13百万円～40百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進されているところである。これにより、同施設におけるトラックの荷待ち時間の削減等を図ることにより、トラックドライバーの長時間労働の改善による労働生産性の向上に寄与するとともに、省労働力型の物流体系を構築し、もって我が国の産業や国民生活に必要な物流の安定的かつ持続的な確保を図ることができる。</p> <p>以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、物流総合効率化法の認定事業者が、同法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した場合に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>計画策定経費に係る補助金を予算要求中(モーダルシフト等推進事業)(85百万円の内数)。</p> <p>本措置に係る事業の計画立案段階において、上記計画策定経費に係る補助金を活用することにより、事業への参入機会の動機付けを行う。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を要望。</p> <p>トラックドライバー不足・長時間労働の是正への対応や省労働力型の物流体系の構築は、地方公共団体においても重要な課題であり、対応が必要不可欠である。また、特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工を一体的に行うものであり、多くの地域雇用を創出するため、地域活性化の観点から、整備が必要である。</p> <p>以上により、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成27年8月(H27 国交01)

## 適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

## 1. 平成26年度

(1) 件数

平成26年度における税制特例措置の適用対象件数は、14件(普通倉庫11件、冷蔵倉庫3件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (25.5%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
				(B)						
営業倉庫										
普通倉庫	11	19,775.1	31	0.033	10%	65.3	16.6	2.1	4.4	1.9
冷蔵倉庫	3	1,603.8	21	0.048	10%	7.7	2.0	0.3	0.5	0.2
合計	14	21,378.9				73.0	18.6	2.4	4.9	2.1

## 2. 平成27年度

(1) 件数

平成27年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件(普通倉庫8件、冷蔵倉庫2件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.9%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)

⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）

⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

		件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
				耐用年数	定額法 (B)						
								23.90%	12.90%	6.70%	43.20%
営業倉庫											
	普通倉庫	8	15,137.0	31	0.033	10%	50.0	11.9	1.5	3.3	1.4
	冷蔵倉庫	2	827.0	21	0.048	10%	4.0	0.9	0.1	0.3	0.1
合計		10	15,964.0				53.9	12.9	1.7	3.6	1.6

### 3. 平成28年度

#### (1) 件数

平成28年度における税制特例措置の適用対象件数は、7件（普通倉庫5件、冷蔵倉庫2件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

#### (2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 ＝ 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 ＝ 割増償却額 × 税率（23.4%）
- ④ 法人住民税 ＝ 法人税減収額 × 税率（12.9%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）＝ 割増償却額 × 税率（6.7%）
- ⑥ 地方特別税 ＝ 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

		件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
				耐用年数	定額法 (B)						
営業倉庫											
	普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3
	冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7
合計		7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0

## 4. 平成 29 年度

## (1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、10 件以上を見込んでいる（平成 29 年 8 月 15 日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による。）。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成 30 年度以降は、その 2 倍の毎年度 20 件（普通倉庫 15 件、冷蔵倉庫 5 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

## (2) 適用額（割増償却額）、減収額

$$\textcircled{1} \text{ 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\ast} \times \text{件数（見込み）}$$

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{ 普通倉庫} : 1,984 \text{ 百万円} \times 15 \text{ 件} = 29,760 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{ 冷蔵倉庫} : 2,324 \text{ 百万円} \times 5 \text{ 件} = 11,620 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去 3 年間（平成 26 年度～28 年度）の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均（普通倉庫：77.4%、冷蔵倉庫：22.6%）を件数見込みに乗じて算出。

$$\text{普通倉庫} : 20 \text{ 件} \times 77.4\% = 15 \text{ 件}$$

$$\text{冷蔵倉庫} : 20 \text{ 件} \times 22.6\% = 5 \text{ 件}$$

$$\textcircled{2} \text{ 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率（10\%）}$$

$$\textcircled{3} \text{ 減収額} = \text{割増償却額} \times \text{税率（23.4\%）}$$

$$\textcircled{4} \text{ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率（12.9\%）}$$

$$\textcircled{5} \text{ 法人事業税（所得割）} = \text{割増償却額} \times \text{税率（6.7\%）}$$

$$\textcircled{6} \text{ 地方特別税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率（43.2\%）}$$

(単年度)

(百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法 (B)						
営業倉庫										
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	10%	98.2	23.0	3.0	6.6	2.8
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	10%	55.8	13.1	1.7	3.7	1.6
合計	20	41,380.0				154.0	36.0	4.6	10.3	4.5

## 5. 平成30年度

## (1) 件数

平成29年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件(普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件)の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

## (2) 適用額(割増償却額)、減収額

$$\text{① 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\ast} \times \text{件数(見込み)}$$

※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,984 \text{ 百万円} \times 15 \text{ 件} = 29,760 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,324 \text{ 百万円} \times 5 \text{ 件} = 11,620 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去3年間(平成26年度～28年度)の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均(普通倉庫:77.4%、冷蔵倉庫:22.6%)を件数見込みに乗じて算出。

$$\text{普通倉庫} : 20 \text{ 件} \times 77.4\% = 15 \text{ 件}$$

$$\text{冷蔵倉庫} : 20 \text{ 件} \times 22.6\% = 5 \text{ 件}$$

$$\text{② 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率}(10\%)$$

$$\text{③ 減収額} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{④ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率}(12.9\%)$$

$$\text{⑤ 法人事業税(所得割)} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(6.7\%)$$

$$\text{⑥ 地方特別税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率}(43.2\%)$$

(単年度)

(百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法 (B)						
営業倉庫										
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	10%	98.2	22.8	2.9	6.6	2.8
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	10%	55.8	12.9	1.7	3.7	1.6
合計	20	41,380.0				154.0	35.7	4.6	10.3	4.5

## 6. 平成31年度以降

## (1) 件数

平成29年度における税制特例措置の適用対象件数は、10件以上を見込んでいる(平成29年8月15日時点における物流総合効率化法の認定申請状況による)。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を加速するため、平成30年度以降は、その2倍の毎年度20件(普通倉庫15件、冷蔵倉庫5件)の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

## (2) 適用額(割増償却額)、減収額

$$\textcircled{1} \text{ 取得価格} = \text{平均取得価格}^{\ast} \times \text{件数(見込み)}$$

※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[ \begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,984 \text{ 百万円} \times 15 \text{ 件} = 29,760 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,324 \text{ 百万円} \times 5 \text{ 件} = 11,620 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

※ 普通倉庫、冷蔵倉庫の件数は、過去3年間(平成26年度～平成28年度)の普通倉庫と冷蔵倉庫の割合の平均(普通倉庫:77.4%、冷蔵倉庫:22.6%)を件数見込みに乗じて算出。

$$\text{普通倉庫} : 20 \text{ 件} \times 77.4\% = 15 \text{ 件}$$

$$\text{冷蔵倉庫} : 20 \text{ 件} \times 22.6\% = 5 \text{ 件}$$

$$\textcircled{2} \text{ 割増償却額} = \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率}(10\%)$$

$$\textcircled{3} \text{ 減税額} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\textcircled{4} \text{ 法人住民税} = \text{法人税減収額} \times \text{税率}(7.0\%)$$

$$\textcircled{5} \text{ 法人事業税(所得割)} = \text{割増償却額} \times \text{税率}(9.6\%)$$

$$\textcircled{6} \text{ 地方特別税} = \text{法人事業税減収額} \times \text{税率}(0.0\%)$$

(単年度)

(百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法 (B)						
営業倉庫										
普通倉庫	15	29,760.0	31	0.033	10%	98.2	22.8	1.6	9.4	0.0
冷蔵倉庫	5	11,620.0	21	0.048	10%	55.8	12.9	0.9	5.4	0.0
合計	20	41,380.0				154.0	35.7	2.5	14.8	0.0

## 7. 減収額の累計額（5年間）

### （1）平成26年度・27年度の適用額

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成29年2月国会提出）」の適用額（平成26年度108百万円、平成27年度131百万円）に、普通倉庫と冷蔵倉庫の割合（※）を乗じて算出。

		（単位：百万円）		
年度	倉庫の種類	「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成29年2月国会提出）」の適用額	普通倉庫・冷蔵倉庫の割合	適用額（推計）
26	普通倉庫	108	72.0%	77.8
	冷蔵倉庫		28.0%	30.2
27	普通倉庫	131	72.0%	94.3
	冷蔵倉庫		28.0%	36.7

※ 普通倉庫・冷蔵倉庫の割合については、直近過去5年間（平成24年度～28年度）の租税特別措置の適用対象件数（国土交通省データ）に基づき、普通倉庫と冷蔵倉庫の割合算出。

	租税特別措置の適用対象件数 （平成26年度～28年度）	普通倉庫・冷蔵倉庫の 割合
普通倉庫	41	72.0%
冷蔵倉庫	16	28.0%
合計	57	100.0%

### （2）法人税等の減収額

上記3～6及び上記7（1）に基づき、平成26年度から平成32年度までの減収額の累計額（5年間）を推計。

平成26年度・27年度については、上記7（1）の適用額を基礎として、各年度の法人税等各税目の税率を乗じて算出。

- ・法人税減税額 = 取得価格 × 償却率 × 10% × 税率 (償却率: 普通倉庫0.033、冷蔵倉庫0.048)
- ・法人住民税減税額 = 法人税減税額 × 税率
- ・法人事業税(所得割) = 割増償却額(適用額) × 税率
- ・地方法人特別税 = 法人事業税(所得割)の減収額 × 税率

<普通倉庫>

(単位: 百万円)

取得年度	取得年度							課税対象額	割増償却額 (適用額)	法人税率		法人住民税		法人事業税(所得割)		地方法人特別税		法人事業税(付加償却割)		
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率
取得価格	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	-	77.8	25.5%	19.8	12.9%	2.6	6.7%	5.2	43.2%	2.3	0.0%	0.0	
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	94.3	23.9%	22.5	12.9%	2.9	6.7%	6.3	43.2%	2.7	0.0%	0.0	
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	88,679	292.6	23.4%	68.5	12.9%	8.8	6.7%	19.6	43.2%	8.5	0.0%	0.0
28年度	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	109,617	361.7	23.4%	84.6	12.9%	10.9	6.7%	24.2	43.2%	10.5	0.0%	0.0	
29年度	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	117,990	389.4	23.2%	90.3	12.9%	11.7	6.7%	26.1	43.2%	11.3	0.0%	0.0	
30年度	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	127,975	422.3	23.2%	98.0	7.0%	6.9	9.6%	40.5	0.0%	0.0	0.0%	0.0	
31年度	19,775	15,137	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	142,598	470.6	23.2%	109.2	7.0%	7.6	9.6%	45.2	0.0%	0.0	0.0%	0.0	
32年度	-	-	23,558	29,760	29,760	29,760	29,760	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

<冷蔵倉庫>

減税額 = 取得価格 × 0.048 × 10% × 法人税率

<冷蔵倉庫>

(単位: 百万円)

取得年度	取得年度							課税対象額	割増償却額 (適用額)	法人税率		法人住民税		法人事業税(所得割)		地方法人特別税		法人事業税(付加償却割)		
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率	減収額	税率
取得価格	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	-	30.2	25.5%	7.7	12.9%	1.0	6.7%	2.0	43.2%	0.9	0.0%	0.0	
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	36.7	23.9%	8.8	12.9%	1.1	6.7%	2.5	43.2%	1.1	0.0%	0.0	
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	25,503	122.4	23.4%	28.6	12.9%	3.7	6.7%	8.2	43.2%	3.5	0.0%	0.0
28年度	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	28,740	138.0	23.4%	32.3	12.9%	4.2	6.7%	9.2	43.2%	4.0	0.0%	0.0	
29年度	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	30,858	148.1	23.2%	34.4	12.9%	4.4	6.7%	9.9	43.2%	4.3	0.0%	0.0	
30年度	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	40,874	196.2	23.2%	45.5	7.0%	3.2	9.6%	18.8	0.0%	0.0	0.0%	0.0	
31年度	1,604	827	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	51,667	248.0	23.2%	57.5	7.0%	4.0	9.6%	23.8	0.0%	0.0	0.0%	0.0	
32年度	-	-	5,187	11,620	11,620	11,620	11,620	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

<減収額合計>

(単位: 百万円)

税目	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
法人税	適用額	108.1	131.0	415.1	499.7	537.5	618.5	718.6
	減税額	27.5	31.3	97.1	116.9	124.7	143.5	166.7
法人住民税	減税額	3.6	4.0	12.5	15.1	16.1	10.0	11.7
法人事業税(所得割)	減税額	7.2	8.8	27.8	33.5	36.0	59.4	69.0
地方特別税	減税額	3.1	3.8	12.0	14.5	15.6	0.0	0.0
法人事業税(付加償却割)	減税額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税1) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする。なお、適用年限については、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条の規定により、この法律の施行(平成26年7月)後5年ごとに、この法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、平成31年度までとするものである。 《関係条項》 地方税法第72条の12第1項第1号ロ、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法附則第4条
4	担当部局	総合政策局国際政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望(平成30年度の税制改正要望において、機構の各事業年度の分の事業税に限り、資本割に係る課税標準を20億円とする特例措置の創設を要望。)
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、2010年の10兆円から2020年に約30兆円(2015年の実績は約20兆円)のインフラシステムの受注を達成するとともに、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す。 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月総理発表)において、世界の膨大なインフラ需要等に対応し、資源価格低迷による経済減速及び将来の資源価格高騰リスクを低減させ、日本企業受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して、約2000億ドルの資金等を供給するとされている。 《政策目的の根拠》 「インフラシステム輸出戦略」(平成29年5月経協インフラ戦略会議決定) 「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月総理発表)
		② 政策体系における政策目的 政策目標12 国際協力、連携等の推進 施策目標43 国際協力、連携等を推進するに包含

		の位置付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>機構を活用し、地方企業等が、様々な地域、分野で海外市場に参画し、実績・経験を積み重ねることを後押しし、「インフラシステム輸出戦略」に掲げる、2020年に約30兆円(2015年約20兆円)のインフラシステムの受注達成に貢献していく。そのために、機構の検討期限である平成31年度までに、年間10件程度の案件支援決定を目指すことで、インフラ投資会社として財務の健全化を維持し、また、投資資産を着実に拡大し長期的には財務自立的な経営を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を講じることにより、機構の財務基盤を維持・強化し、機構が地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援を行っていくことで国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開の促進に寄与する。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>適用数:1件(機構のみ)(平成30年度及び31年度)</p> <p>適用額:878.45億円(平成30年度)</p> <p>1517.45億円(平成31年度)</p>
		② 減収額	<p>機構における財政投融资計画に基づき、以下のとおり推計される</p> <p>○平成30年度:4.61億円の見込み。</p> <p>①特例措置適用前 資本金額 898.45億円×税率0.525%=4.72億円</p> <p>②特例措置適用後 資本金額 20億円×税率0.525%=0.11億円</p> <p>③減収額:①-②=4.61億円</p> <p>○平成31年度:7.96億円の見込み。</p> <p>①特例措置適用前 資本金額 1537.45億円×税率0.525%=8.07億円</p> <p>②特例措置適用後 資本金額 20億円×税率0.525%=0.11億円</p> <p>③減収額:①-②=7.96億円</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>平成30年度は4.61億円、平成31年度は7.96億円の税収減により、機構は同金額を出資やハンズオン支援に係る業務に活用でき、機構の民間補完の出資等が民間の出資等の呼び水となり、地方企業等のインフラ海外展開が推進されることから、平成30年度で15.674億円、平成31年度で27.064億円の計42.738億円の地方企業等の出資等の機会が創出され、インフラ分野での案件形成が見込まれる。</p> <p>(積算根拠)</p> <p>4.61億円×3.4=15.674億円(平成30年度)</p> <p>7.96億円×3.4=27.064億円(平成31年度)</p> <p>(注)1 機構の平成29年3月末における民間資金の呼び水効果は3.4倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)であるため、全体として機構支援額の3.4倍の案件形成が見込まれる。なお、平成29年3月末における機構及び金融機関等からの出融資額は約370億円、機構の出融資額は約109億円。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置を講じることにより、地方企業等のインフラ海外展開が推進されることから、平成30年度及び31年度で計42.738億円の地方企業等の出資等の機会が創出され、インフラ分野での案件形成が見込まれるため、平成30年度</p>

			及び 31 年度で 12.57 億円の税収減を上回る効果が期待され、地域経済活性化に資する。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当とするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、株式会社地域経済活性化支援機構及び民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国土交通省では、政府全体の「インフラシステム輸出戦略」に基づき、主にインフラシステムの海外展開を強力に推進するための案件発掘・形成調査の推進等の川上段階からの参画・情報発信等を行うこととして、予算措置を行っている。一方、機構は主に川下段階において地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援行っていくことで国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開の促進している。 相互に連携を図ることで、地方企業を含めた日本企業による、インフラの海外展開を一層推進している。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	機構の設立により、機構が地方企業等とともに現地企業体に出資、ハンズオン支援を行っていくことで、国内事業にとどまっている我が国企業の海外展開が促進されるほか、地方企業の持つ技術やノウハウ・人材などが活用され、地方企業の成長や地域活性化等に貢献している。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

○将来の減収額算定の基礎となる資本金額について

【平成 30 年度】

平成 28 年度末の資本金額 (249.45 億円) + 平成 29 年度の財政投融资要求額 (649 億円) = 898.45 億円

【平成 31 年度】

平成 29 年度末の資本金額 (898.45 億円) + 平成 30 年度の財政投融资要求額 (639 億円) = 1537.45 億円

※平成 30 年度、31 年度については、それぞれ前年度の資本金額を減収額算定の基礎の資本金額と仮定。

平成 30 年度 財政投融資計画要求

平成29年9月6日  
財 務 省  
(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考 再 計			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等		再 計	
									29年度	30年度	29年度	30年度
(特別会計)												
食料安定供給特別会計	25	20	-	-	-	-	25	20	260	224	285	244
エネルギー対策特別会計	91	82	-	-	-	-	91	82	15,291	14,646	15,382	14,728
(政府関係機関)												
株式会社日本政策金融公庫	33,850	36,370	440	450	1,850	1,850	36,140	38,670	(3,030) 20,033	(3,100) 19,015	56,173	57,685
沖縄振興開発金融公庫	824	1,036	21	21	-	-	845	1,057	(300) 637	(300) 544	1,482	1,601
株式会社国際協力銀行	4,410	3,600	850	1,513	11,400	11,400	16,660	16,513	(600) 9,440	(600) 6,587	26,100	23,100
独立行政法人国際協力機構	4,827	5,781	-	-	660	660	5,487	6,441	(800) 7,233	(800) 7,189	12,720	13,630
(独立行政法人等)												
日本私立学校振興・共済事業団	317	317	-	-	-	-	317	317	333	323	650	640
独立行政法人日本学生支援機構	7,003	7,165	-	-	-	-	7,003	7,165	(1,200) 458	(1,200) 405	7,461	7,570
独立行政法人福祉医療機構	3,531	3,591	-	-	-	-	3,531	3,591	(300) 196	(300) 213	3,727	3,804
独立行政法人国立病院機構	558	1,032	-	-	-	-	558	1,032	137	(190) 150	695	1,182
国立研究開発法人国立がん研究センター	14	54	-	-	-	-	14	54	-	-	14	54
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	200	172	-	-	-	-	200	172	7	10	207	182
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	6	8	-	-	-	-	6	8	-	-	6	8

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等		再 計	
									29年度	30年度	29年度	30年度
国立研究開発法人国立長寿医療 研究センター	17	-	-	-	-	-	17	-	2	-	19	-
独立行政法人大学改革支援・学 位授与機構	551	499	-	-	-	-	551	499	(50) 45	(50) 43	596	542
独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	15,282	335	12	-	-	-	15,294	335	(1,047) 2,824	(1,411) 3,232	18,118	3,567
独立行政法人住宅金融支援機構	931	844	-	-	-	-	931	844	(23,379) 24,307	(24,299) 22,923	25,238	23,767
独立行政法人都市再生機構	4,420	3,464	-	-	-	-	4,420	3,464	(900) 9,222	(500) 10,050	13,642	13,514
独立行政法人日本高速道路保有 ・債務返済機構	-	-	-	-	13,850	13,440	13,850	13,440	(3,700) 24,843	(3,600) 24,712	38,693	38,152
独立行政法人水資源機構	56	53	-	-	-	-	56	53	(40) 1,452	(40) 1,525	1,508	1,578
地方公共団体金融機構	-	-	-	-	6,050	3,000	6,050	3,000	21,793	19,178	27,843	22,178
国立研究開発法人森林研究・整 備機構	59	58	-	-	-	-	59	58	264	286	323	344
独立行政法人石油天然ガス・金 属鉱物資源機構 (地方公共団体)	10	12	520	577	-	-	530	589	661	631	1,191	1,220
地方公共団体 (特殊会社等)	28,680	29,800	-	-	-	-	28,680	29,800	87,765	91,679	116,445	121,479
株式会社農林漁業成長産業化支 援機構	-	-	130	185	-	-	130	185	137	40	267	225
株式会社日本政策投資銀行	3,000	5,000	500	2,000	3,500	3,500	7,000	10,500	(5,000) 16,150	(5,500) 15,650	23,150	26,150
新関西国際空港株式会社	-	-	-	-	320	210	320	210	(600) 824	(159) 298	1,144	508

(単位：億円)

機 関 名	財政融資		産業投資		政府保証		合 計		参 考			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	自己資金等		再 計	
									29年度	30年度	29年度	30年度
一般財団法人民間都市開発推進機構	-	-	-	-	272	281	272	281	90	100	362	381
中部国際空港株式会社	-	-	-	-	82	307	82	307	106	(171) 256	188	563
株式会社民間資金等活用事業推進機構	-	-	30	30	130	130	160	160	500	500	660	660
株式会社商工組合中央金庫	-	-	240	170	-	-	240	170	(2,649) 26,760	(2,646) 26,830	27,000	27,000
株式会社海外需要開拓支援機構	-	-	210	250	-	-	210	250	190	150	400	400
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	649	639	488	629	1,137	1,268	89	64	1,226	1,332
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	-	-	190	252	226	250	416	502	-	-	416	502
合 計	108,662	99,293	3,792	6,087	38,828	35,657	151,282	141,037	(43,595)	(44,866)		

- (注) 1. 「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(昭48法7)第5条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる運用、投資及び債務保証である。
2. 「29年度」は平成29年度当初計画額、「30年度」は平成30年度要求額である。
3. 「自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。)の発行により調達する金額を内書したものである。
4. 地方公共団体の平成30年度要求額は、例年同様、財政投融資計画要求のベースとなる地方債計画の規模が仮置きであるため、財政投融資計画要求額についても仮置きとなっている。また、震災復興対応分の要求額は、今後調整することとしているため、平成30年度の上記計数に含まれていない。
5. 「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。
6. この計数は平成29年8月31日現在のものである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義) (国税26) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121）
4	担当部局	総合政策局 技術政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25年度から平成32年度まで
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間)
7	適用又は延長期間	3年間(平成30年度～32年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」 (平成29年6月9日閣議決定) Ⅱ Society 5.0に向けた横割課題 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)我が国が強い分野への重点投資

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」(平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、<u>政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比1%にすることを目指すこととする。</u>また「<u>科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ</u>」による民間研究開発投資の誘発等によって、<u>民間企業の研究開発投資を対 GDP 比3%にすることを目指すこと</u>により、<u>官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比4%以上とすることを目標とする。</u></li> </ul> <p>○「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(平成 29 年 6 月 2 日閣議決定) 第 5 章イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 <u>イノベーション創出に向けて産と学との人材、知、資金の好循環システムを構築するために、まず、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化する必要がある。</u>企業、大学、公的研究機関が、それぞれの競争力を高めるとともに、<u>人材や知の流動性を高めて適材適所の配置を促し、産学官連携活動を本格化することが重要</u>であり、<u>クロスアポイントメント制度の活用などが求められている。</u></p>																				
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策評価体系</p> <p>政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進      施策目標 41 技術研究開発を推進する      業績指標</p> <table border="1"> <tr> <td>初期値(基準年度)</td> <td>目標値(目標年度)</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>90%</td> </tr> </table>	初期値(基準年度)	目標値(目標年度)	-	90%																
初期値(基準年度)	目標値(目標年度)																					
-	90%																					
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》      技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》      技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。</p>																				
9 有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、14件(26年度)の適用を想定した。      実績は、27年度に7件であったことを除き、26年度実績は13件、28年度実績は17件となっていることから、想定外に僅少ではない。      また、自動車、石油、化学、材料、電機、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <p>➤ 平成25～28年度(過去)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度区分</td> <td>平成 25 年度</td> <td>平成 26 年度</td> <td>平成 27 年度</td> <td>平成 28 年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>17</td> </tr> </table> <p>➤ 平成29～32年度(将来)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度区分</td> <td>平成 29 年度(見込み)</td> <td>平成 30 年度(見込み)</td> <td>平成 31 年度(見込み)</td> <td>平成 32 年度(見込み)</td> </tr> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25から27年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</li> </ul>	年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	適用件数(組合数)	15	13	7	17	年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)	適用件数(組合数)	14	13	15	14
年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																		
適用件数(組合数)	15	13	7	17																		
年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)																		
適用件数(組合数)	14	13	15	14																		

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28、29年度(見込み)、29年7月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。</li> <li>・ 30から32年度(見込み)は、各年度とも直近3年間の適用件数平均に基づき算出。</li> </ul>																																																		
②	減収額	<p>➤ 平成25～28年度(過去)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 25年度</th> <th>平成 26年度</th> <th>平成 27年度</th> <th>平成 28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>698</td> <td>197</td> <td>54</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 平成29～32年度(将来)</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 29年度 (見込み)</th> <th>平成 30年度 (見込み)</th> <th>平成 31年度 (見込み)</th> <th>平成 32年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>442</td> <td>216</td> <td>270</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減収額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25から27年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき算出。</li> <li>・ 28、29年度(見込み)は、29年7月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。</li> <li>・ 30から32年度は、各年度とも直近3年間の適用額件数、適用額の平均に基づき算出。</li> </ul>	年度 区分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	減収額	698	197	54	157	年度 区分	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度 (見込み)	平成 31年度 (見込み)	平成 32年度 (見込み)	減収額	442	216	270	308																														
年度 区分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度																																																
減収額	698	197	54	157																																																
年度 区分	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度 (見込み)	平成 31年度 (見込み)	平成 32年度 (見込み)																																																
減収額	442	216	270	308																																																
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》 技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>(分析対象期間:平成25～32年度まで)</p> <p>○ 租税特別措置等による達成目標の実現状況</p> <p>➤ 平成25～28年度(過去)</p> <p>1組合当たり事業費は、平成27年度及び平成28年度に前年度比で微減した(それぞれ-9.5%、-8.6%)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>36,449</td> <td>53,539</td> <td>44,040</td> <td>39,458</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>663</td> <td>973</td> <td>881</td> <td>805</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>0.9%</td> <td>46.9%</td> <td>-9.5%</td> <td>-8.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 平成29～32年度(将来)</p> <p>1組合当たり事業費は、各年度とも、前年度比横ばいで推移する見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成29年度 (見込み)</th> <th>平成30年度 (見込み)</th> <th>平成31年度 (見込み)</th> <th>平成32年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>35,875</td> <td>39,791</td> <td>38,375</td> <td>38,013</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>45</td> <td>48</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>797</td> <td>829</td> <td>811</td> <td>813</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td>-1.0%</td> <td>4.0%</td> <td>-2.2%</td> <td>0.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費、組合数の算出方法</p>	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458	組合数	55	55	50	49	1組合当たり事業費	663	973	881	805	対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%	区分	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)	事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013	組合数	45	48	47	47	1組合当たり事業費	797	829	811	813	対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%
区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458																																																
組合数	55	55	50	49																																																
1組合当たり事業費	663	973	881	805																																																
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%																																																
区分	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)																																																
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013																																																
組合数	45	48	47	47																																																
1組合当たり事業費	797	829	811	813																																																
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%																																																

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 25から29年度(見込み)は、29年7月までに設立された経産省所管の組合の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。</li> <li>・ 30から32年度(見込み)は、各年度とも直近3年間の事業費、組合数の平均に基づき算出。</li> </ul> <p>○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成28年度)</p> <p>○ 所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約2.71倍※となる。</p> <p>※平成29年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○ 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>制度創設後10年を超えているが、平成21年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。</p> <p>適用件数は、ばらつきは見られるものの、概ね安定的に推移している。</p> <p>○ なお、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳があることにより、課税関係が発生しない状況であり、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(H26国交05)

技術研究組合の所得計算の特例  
利用実績及び今後の利用見込み、事業費 算出根拠

### 1. 適用件数、適用額 ※全組合分

➤ 平成25～28年度(過去)

区分		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
適用件数	組合数	15	13	7	17
適用額(百万円)		2,739	773	226	672
減収額(百万円)		698	197	54	157
		× 法人税率 25.5%		× 23.9%	× 23.4%

➤ 平成29～32年度(将来)

区分		平成 29年度 (見込み)	平成 30年度(見 込み)	平成 31年度(見 込み)	平成 32年度 (見込み)
適用件数	組合数	14	13	15	14
適用額(百万円)		1,891	930	1,164	1,328
減収額(百万円)		442	216	270	308
		× 23.4%	× 23.2%		

※適用件数、適用額、減収額の算出方法

- ・ 25から27年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づく。
- ・ 28、29年度(見込み)は、29年7月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づく。
- ・ 30から32年度は、各年度とも直近3年間の適用件数、適用額の平均に基づき算出。

(例)30年度の減収額の算出方法

$$226 + 672 + 1,891 = 2,789 \text{ 百万円}$$

$$2,789 \div 3 \text{ 年間} \doteq 930 \text{ 百万円}$$

$$930 \times 23.2\% \text{ (30年度の法人税率)} \doteq 216 \text{ 百万円}$$

### 2. 事業費 ※経産省分

➤ 平成25～28年度(過去)

区分	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458
組合数	55	55	50	49
1組合当たり事業費	663	973	881	805
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%

➤ 平成29～32年度(将来)

区分	平成 29年度 (見込み)	平成 30年度 (見込み)	平成 31年度 (見込み)	平成 32年度 (見込み)
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013
組合数	45	48	47	47
1組合当たり事業費	797	829	811	813
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%

※事業費、組合数の算出方法

- ・ 25から29年度は、29年7月までに設立された経産省所管の組合の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。
- ・ 30から32年度は、各年度とも直近3年間の事業費、組合数の平均に基づき算出。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税2、地方税12) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 特定住宅地造成事業等のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業のために、土地等を譲渡した場合、譲渡所得から1,500万円を控除する。 《関係条項》 租税特別措置法第65条の4第1項第3号 第2項～第5項 第68条の75
4	担当部局	土地・建設産業局不動産市場整備課 都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成24～32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長 平成27年度 延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を促進する。 ・ 都市再生・地域再生を推進する。 《政策目的の根拠》 【3号イ関係】 「住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)」において、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられており、本特例は政府の方針に沿うものである。 【3号ロ関係】 土地区画整理法(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含</p> <p>【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含</p>
		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【3号イ関係】 ・最低居住面積水準未満率4.2%(平成25年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上     全国 : 42%(平成25年)→47%(平成32年)     大都市圏 : 37%(平成25年)→45%(平成32年)     &lt;参考&gt;目標達成のためには誘導居住面積水準以上の住宅を、子育て世帯に対し、全国で1年当たり80千世帯供給する必要があるところ、本特例により1年当たり35世帯の供給が見込まれるため、目標達成に向けた本特例の寄与度を求めると0.04%と推計される。</p> <p>【3号ロ関係】 ・都市再生誘発量 平成29年度から平成33年度の間、他の施策と合わせ13,500haを整備する。     &lt;参考&gt;平成29年度から平成32年度の間、本税制措置適用地区で約200haを整備する見込み。 ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【3号イ関係】 平成24年度 2地区(個人88件、法人2件 適用額:30百万円) 平成25年度 0地区 平成26年度 0地区 平成27年度 0地区 平成28年度 0地区 平成29年度 1地区(見込み) 平成30年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み) 平成31年度 1地区(見込み)</p> <p>なお、適用数が前回評価時の見込み件数を下回っているが、これは前回評価時の適用見込み事例が事業の進展に伴い要件を満たさないことが明らかになったためである。</p>

		<p><b>【3号口関係】</b></p> <p>平成 24 年度 0地区  平成 25 年度 1地区(個人 19 件、法人0件)  平成 26 年度 0地区  平成 27 年度 1地区(個人 36 件、法人0件)  平成 28 年度 0地区  平成 29 年度 0地区(見込み)  平成 30 年度 3地区(見込み)  平成 31 年度 3地区(見込み)  平成 32 年度 1地区(見込み)</p> <p>平成 27～29 年度の適用地区は1地区であるが、これは地権者との交渉等により事業に遅れが生じていることによるものと思われる。また適用件数自体は36 件であることから、適用数及び適用額は想定外に僅少とは言えず、引き続き本税制により、土地区画整理事業における合意形成の円滑化を図る必要がある。</p> <p>(国土交通省における認定件数による。平成 29 年度以降は、自治体へのヒアリング等による。)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第 65 条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第 65 条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>
	② 減収額	<p>平成 24 年度 国税 8百万円 地方税 4百万円  平成 25 年度 国税 0百万円 地方税 0百万円  平成 26 年度 国税 0百万円 地方税 0百万円  平成 27 年度 国税 0百万円 地方税 0百万円  平成 28 年度 国税 0百万円 地方税 0百万円  平成 29 年度 国税 4百万円 地方税 1百万円(見込み)  平成 30 年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)  平成 31 年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)  平成 32 年度 国税 3百万円 地方税 1百万円(見込み)</p> <p>(推計方法は別紙に記載)</p> <p>※適用実態調査では、租税特別措置法第 65 条第4項の「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除」全体の適用数が記載されている。本事前評価書は第 65 条第4項3号について記載したものであり、適用実態調査には記載されていない内数が、本来記載すべき適用数となるため、上記の通り、当省で把握している適用数を記入している。</p>

		<p>③: 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>【3号イ関係】 本措置によって、良好な環境を備えた住宅地が約 34.7ha、817 戸供給されており(平成 24 年度～28 年度の合計)、居住環境の改善等に相応の効果을 上げている。 今後、平成 29 年度に 1 件(19.9ha、290 区画)、平成 31 年度に 1 件(16.6ha、441 区画)適用見込み事例を把握しており、各年にその事業分の宅地面積及び住宅戸数の供給を見込んでいるところ。上記 2 地区の適用見込み事例により計 36.5ha、731 戸の良好な環境を備えた住宅地が供給される見込みであり、引き続き目標の達成に向け相応の効果을 上げることが見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 本措置によって、30.5ha(平成 24 年度～28 年度)の土地区画整理事業施行により優良な住宅地を創出しているところであり、優良な住宅地の供給に対して相応の効果을 上げている。 都市再生誘発量は、平成 33 年度までに他の施策と合わせ 13,500ha とすることを目標としており、本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p> <p>【3号イ関係】 住宅着工統計によれば、50 m<sup>2</sup>(4 人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(持家)は、平成 28 年度は 1.1%となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額(平成 24 年度:国税 8 百万円、地方税 4 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。 また、平成 29 年度から 32 年度までにおいては、各年 1 地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に一定の効果을 上げることが見込まれる。その効果は将来における減収見込額(平成 29 年度から 32 年度までの各年度:国税 4 百万円・地方税 1 百万円)に比して大きいものであることから、税収減を是認することができる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>【3号イ関係】 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p> <p>【3号ロ関係】 土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与えることによって、合意形成を円滑化し、土地区画整理事業に要する期間の短縮を図るものであることから、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税・法人税・住民税）</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 (国交 11)

## 減収額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長  
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成24年度

国税(法人税) ▲8百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲4百万円

平成25～28年度

国税(法人税) 0百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) 0百万円

### 【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	88	2
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0

第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	19	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	1	36	0
平成28年度	0	0	0

平成25～28年度の法人地権者数は0であり、減収額は0となる。

平成24年度の法人地権者数は2であり、1法人あたりの減収額は以下のとおり。

#### ① 国税

法人税： $1,500 \times 0.255 = 383 \text{万円} \approx \underline{\underline{\text{▲4百万円}}}$

#### ② 地方税

法人住民税： $1,500 \times 0.255 \times 0.129 = 49 \text{万円}$

法人事業税(所得割)： $1,500 \times 0.053 = 80 \text{万円}$

法人事業税(地方特別法人税)： $80 \times 0.547 = 44 \text{万円}$

法人事業税(付加価値割)： $1,500 \times 0.0029 = 4 \text{万円}$

よって、 $49+80+44+4 = 177 \text{万円} \approx \underline{\underline{\text{▲2百万円}}}$

## 減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長  
(法人税、法人住民税、法人事業税)

平成29年度

国税(法人税) ▲4百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円

平成30年度以降

国税(法人税) ▲3百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲1百万円

### 【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	2	88	2
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度 (見込み)	1	24	1
平均適用実績		19	1

第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	19	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	1	36	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度 (見込み)	0	0	0
平均適用実績		9	0

平成30年度以降も平成24～29年度と同程度の事業が行われると仮定すると、

適用が見込まれる法人地権者数は、 $1 + 0 = 1$ 人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、本特例の減収見込額は、

<平成29年>

① 国税

法人税： $1 \times 1,500 \times 0.234 = 351$ 万円  $\doteq$  ▲4百万円

② 地方税

法人住民税： $1 \times 1,500 \times 0.234 \times 0.129 = 45$ 万円

法人事業税(所得割)： $1 \times 1,500 \times 0.007 = 11$ 万円

法人事業税(地方特別法人税)： $11 \times 4.142 = 46$ 万円

法人事業税(付加価値割)： $1 \times 1,500 \times 0.012 = 18$ 万円

よって、 $45 + 11 + 46 + 18 = 120$ 万円  $\doteq$  ▲1百万円

<平成30年度以降>

③ 国税

法人税：  $1 \times 1,500 \times 0.232 = 348 \text{ 万円} \rightleftharpoons \underline{\text{▲3百万円}}$

④ 地方税

法人住民税：  $1 \times 1,500 \times 0.232 \times 0.129 = 45 \text{ 万円}$

法人事業税（所得割）：  $1 \times 1,500 \times 0.007 = 11 \text{ 万円}$

法人事業税（地方特別法人税）：  $11 \times 4.142 = 46 \text{ 万円}$

法人事業税（付加価値割）：  $1 \times 1,500 \times 0.012 = 18 \text{ 万円}$

よって、  $45+11+46+18 = 120 \text{ 万円} \rightleftharpoons \underline{\text{▲1百万円}}$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公募投資信託等の内外二重課税の調整
2	対象税目	(法人税:義)(国税27) (法人住民税:義)(地方税40) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できる等、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。</p> <p>ついては、我が国においても、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにする等、内外二重課税の調整措置を講じるよう求めるもの。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2 等</p>
4	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月          分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設</li> <li>・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設</li> <li>・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設</li> </ul>
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること</p> <p>《政策目的の根拠》 ・未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 119「リート等の資産総額」
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除することにより、未来投資戦略2017に掲げられている「2020年頃までにリート等の資産総額30兆円に倍増する」を達成する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による公募投資信託等に係る内外二重課税を排除することにより海外不動産投資への促進効果を生じ、目標実現に大きく寄与する。
9	有効性等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。  《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-

		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	-
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		事前評価:平成 28 年8月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人が海外で支払う法人税等(外国法人税)に係る導管性判定式の改正
2	対象税目	(法人税:義)(国税28) (法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税42) 【新設・ <b>拡充</b> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 投資法人における導管性判定式の分母である配当可能利益から、投資法人が海外不動産等に投資する際に支払う「外国法人税額等」を控除すること。 《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 15
4	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年～平成 29 年
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度 機関投資家要件の拡充 平成 21 年度 90%超配当支払要件等の拡充 平成 23 年度 国内 50%超募集要件の見直し 平成 25 年度 買換特例圧縮積立金制度を導入 平成 26 年度 導管性判定式について一定の手当 平成 27 年度 「税会不一致」問題解消等の手当 平成 28 年度 一次差異等調整引当額について所要の措置
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。  《政策目的の根拠》 ○ 未来投資戦略 2017 (平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)  「2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9 「市場の環境整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護」 施策目標 31 「不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する」 業績目標 119 「不動産証券化実績総額」 ※上記の業績目標は平成 28 年度までのものであり、平成 29 年度はこれに代わるものとして「リート等の資産総額」を業績目標として設定している。

		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図ること。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、投資法人の活動の制約が解消するため、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
9	有効性等	①: 適用数等	<p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 53 社(平成 27 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 55 社(平成 28 年 7 月末)</p> <p>上場不動産投資法人 58 社(平成 29 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は約 379,601 百万円(平成 27 年度における租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく適用実態調査結果)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>
		②: 減収額	-
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消する。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税込減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそも課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行うことが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税込減は生じないと考えられるので、相当である。
11	有識者の見解		-
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)(国税:7、地方税:6) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 土地区画整理事業の施行地区内の低未利用土地の有効かつ適切な利用を通じて都市機能増進施設(誘導施設)の整備促進を図るため、共同施設区(仮称)を設け、申出により共同施設区(仮称)に換地処分された場合について、申出者に対して既存税制の特例(換地処分における従前地譲渡の特例、グループ法人税制の特例)を適用する。
		《関係条項》 租税特別措置法第65条第1項第3号、第10項 第68条の72第1項、第10項、第11項
4	担当部局	都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25~32年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【換地処分における従前地譲渡の特例】 昭和44年度 創設 昭和48年度 拡充 昭和50年度 拡充 昭和61年度 拡充
		【グループ法人税制の特例】 平成27年度 創設 平成28年度 拡充
7	適用又は延長期間	恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 空き地等が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポンジ化」が進行したエリアについて、土地区画整理事業の施行地区内で低未利用土地の所有者等の宅地を申出により共同施設区(仮称)に集約換地し、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備を促進する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨を定めている。
		② 政策体系における政策目的の位置付 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含

		け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生誘発量 平成 29 年度から平成 33 年度の間、他の施策と合わせ、13,500ha を整備する。 ＜参考＞上記のうち、都市再生区画整理事業により、約 3,500ha を整備する見込み。</li> <li>※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業においても既存税制の特例を適用することで、誘導施設を含めた市街地整備が促進される。都市再生誘発量は、当該事業による基盤整備等が行われた区域の面積を合計したものであり、当該政策目的の測定指標となるものである。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 134 件 平成 26 年度 161 件 平成 27 年度 139 件 (平成 27 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より)</p> <p>平成 28～32 年度 各年度 145 件 (平成 25～27 年度の実績の平均より算出)</p> <p>なお、今回拡充を行う共同施設区(仮称)を活用した土地区画整理事業については、共同施設区(仮称)の創設後、土地区画整理事業による換地処分までの期間(平均5年間)を鑑み、直近の適用は見込めないものの、平成 35 年度頃に3地区程度の適用を見込む。 ＜計算根拠＞(地区数)自治体へのヒアリングによる。 (年度)平成 25～27 年度認可地区の平均事業期間による。</p>
		② 減収額	<p>○法人税</p> <p>平成 25 年度 1,189 億円 平成 26 年度 744 億円 平成 27 年度 352 億円 平成 28 年度 706 億円(見込み) 平成 29 年度 706 億円(見込み) 平成 30～32 年度 700 億円(見込み)</p>

			<p>○法人住民税</p> <p>平成 25 年度 153 億円</p> <p>平成 26 年度 96 億円</p> <p>平成 27 年度 45 億円</p> <p>平成 28 年度 91 億円(見込み)</p> <p>平成 29 年度 49 億円(見込み)</p> <p>平成 30～32 年度 49 億円(見込み)</p> <p>○法人事業税</p> <p>平成 25 年度 357 億円</p> <p>平成 26 年度 223 億円</p> <p>平成 27 年度 30 億円</p> <p>平成 28 年度 144 億円(見込み)</p> <p>平成 29 年度 145 億円(見込み)</p> <p>平成 30～32 年度 145 億円(見込み)</p> <p>(算出根拠は別紙参照)</p> <p>共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本特例の適用により、平成 12～28 年度において、都市再生区画整理事業で約 4,400ha の健全な市街地が整備されている。</p> <p>今後も、本特例の適用により、都市再生区画整理事業で年間 700ha の健全な市街地が造成される見込み。</p> <p>(平成 22～27 年度実績の平均より算出)</p> <p>また、共同施設区(仮称)を活用した事業により、「都市のスポンジ化」が進行したエリアにおいて、土地区画整理事業の施行地区内で集約換地が進むことで、集客性があり、まちの顔となるような誘導施設の整備が促進され、ひいては、コンパクトシティの形成推進に相応の効果が期待される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>土地区画整理事業区域内の地権者にとって、従前資産に係る課税のあり方が事業に対するきわめて重要な判断要素となっており、本特例によって地権者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることとなるものである。</p> <p>なお、共同施設区(仮称)制度は、換地先となる位置が通常の土地区画整理事業と異なるに過ぎず、当該制度による換地の税制措置の適用数は通常の換地の場合と比べて増加しないため、現行の特例措置による減収額以上に減収額が増えることは見込まれない。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、現行の換地処分についての課税の特例を共同施設区(仮称)内に換地された場合においても適用されるよう拡充するものであるため、租税特別措置によるべき妥当性がある。</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業費に対する国庫補助は、土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、一方、本措置は、土地区画整理事業の根幹である換地処分を円滑に進めるため、権利者に対して行うものであるため、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>このように、国庫補助と税制上の特例それぞれが、事業に関係する各主体に支援措置を講じ、土地区画整理事業を促進するものである。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域において健全な市街地の造成、コンパクトシティの形成推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月 (国交 02)

## 減収実績額・見込額計算書

項目 土地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充

（算出根拠）

### 1. 平成25～27年度適用実績

	適用件数	適用総額
平成25年度	134件	4,664億円
平成26年度	161件	2,917億円
平成27年度	139件	1,471億円

（平成27年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より）

### 2. 平成25～27年度減収実績額

#### （1）法人税の減収額

平成25年度 4,664億円 × 25.5% ≒ 1,189億円

平成26年度 2,917億円 × 25.5% ≒ 744億円

平成27年度 1,471億円 × 23.9% ≒ 352億円

（※下線部は、法人税率）

#### （2）法人住民税の減収額

平成25年度 1,189億円 × 12.9% ≒ 153億円

平成26年度 744億円 × 12.9% ≒ 96億円

平成27年度 352億円 × 12.9% ≒ 45億円

（※下線部は、法人住民税率）

#### （3）法人事業税の減収額

平成25年度 （所得割）4,664億円 × 2.9% ≒ 135億円

（地方法人特別税）135億円 × 148% ≒ 200億円

（付加価値割）4,664億円 × 0.48% ≒ 22億円

合計 135億円 + 200億円 + 22億円 = 357億円

平成26年度 （所得割）2,917億円 × 4.3% ≒ 125億円

（地方法人特別税）125億円 × 67.4% ≒ 84億円

（付加価値割）2,917億円 × 0.48% ≒ 14億円

合計 125億円 + 84億円 + 14億円 = 223億円

平成27年度 （所得割）1,471億円 × 0.7% ≒ 10億円

（地方法人特別税）10億円 × 93.5% ≒ 9億円

（付加価値割）1,471億円 × 0.72% ≒ 11億円

合計 10億円 + 9億円 + 11億円 = 30億円

### 3. 平成28～32年度適用見込

適用件数 145件／年

適用総額 3,017億円／年

(平成25～27年度実績額の平均により算出)

#### 4. 平成28～32年度減収見込額

##### (1) 法人税の減収額

平成28年度 3,017億円 × 23.4% ≒ 706億円

平成29年度 3,017億円 × 23.4% ≒ 706億円

平成30～32年度 3,017億円 × 23.2% ≒ 700億円

(※下線部は、法人税率)

##### (2) 法人住民税の減収額

平成28年度 706億円 × 12.9% ≒ 91億円

平成29年度 706億円 × 7.0% ≒ 49億円

平成30～32年度 700億円 × 7.0% ≒ 49億円

(※下線部は、法人住民税率)

##### (3) 法人事業税の減収額

平成28年度 (所得割) 3,017億円 × 0.7% ≒ 21億円

(地方法人特別税) 21億円 × 414.2% ≒ 87億円

(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 21億円 + 87億円 + 36億円 = 144億円

平成29年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円

(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円

(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円

平成30～32年度 (所得割) 3,017億円 × 3.6% ≒ 109億円

(地方法人特別税) 109億円 × 0% = 0億円

(付加価値割) 3,017億円 × 1.2% ≒ 36億円

合計 109億円 + 0億円 + 36億円 = 145億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 31) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 41) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>平成 42 年度の「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。)実現に向け、省エネ投資促進によるエネルギー効率改善及び再エネの更なる導入拡大を進めることが重要。そのため、①省エネ法と連動した大規模又は高度な省エネ取組に資する省エネ設備投資や、②再エネの自立化・長期安定化に資する投資を促進し、エネルギー利用の最適化・自給率向上を図る税制措置を新設する。</p> <p>具体的には、以下のとおり、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>年間 1,500kl(原油換算)以上のエネルギーを使用し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)において規制対象となっている事業者(以下「特定事業者」という。)や、年間 3,000 万トンキロ以上を輸送し、省エネ法において規制対象となっている荷主(以下「特定荷主」という。)等。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組(先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等)に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>高効率誘導加熱装置、高効率ボイラー、省エネ型定置式坩堝(るつぼ)炉設備、省エネ油圧ジャンボプレス機、コジェネレーション設備、出荷状況管理システム、受発注管理システム等</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>(1)対象者</p> <p>以下の(2)の要件に従い、(3)の再生可能エネルギー設備、又は付帯的設備を導入する者。</p> <p>(2)対象要件と支援措置の内容</p> <p>税制の適用期間内に取得・建設し、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(30/100)、又は税額控除(4%)を適用可能とする。</p> <p>(3)具体的対象設備</p> <p>以下の再エネの自立化や長期安定発電の促進に資する一定の要件を満たす設備、及び付帯的設備(全ての発電設備について、自営線は対象とする)。</p> <p>①太陽光発電設備(10kW 以上)</p> <p>&lt;下記要件を満たすもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定価格買取制度の認定を受けていないもの</li> </ul> <p>&lt;付帯的設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池</li> </ul>

※ 修繕及び増設のためにパネルや PCS 等を交換及び増設した場合、これも適用対象とする。

②風力発電設備(1 万 kW 以上)

<下記要件を満たすもの>

・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備を合わせて導入するもの

<付带的設備>

・系統安定化・メンテナンス高度化に資すると認められる設備

※ 既存の発電設備に上記設備を設置した場合も含む

③中小水力発電設備(3 万 kW 未満)

<下記要件を満たすもの>

・kW あたりの資本費が以下を満たすもの

200kW 未満・・・272 万円/kW 以下

200kW 以上 1,000kW 未満・・・109 万円/kW 以下

1,000kW 以上 3 万 kW 未満・・・39 万円/kW 以下

④木質バイオマス発電設備(2 万 kW 未満、木質バイオマス燃料の年間利用率 80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

・年間稼働率 80%以上と見込まれるもの

・kW あたりの資本費一定以下

2,000kW 未満・・・62 万円/kW 以下

2,000kW 以上 2 万 kW 未満・・・41 万円/kW 以下

・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・熱供給設備

・燃料製造設備

⑤バイオマス利用メタンガス発電装置

<下記要件を満たすもの>

・熱電併給(発電設備及び熱供給装置を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・原料受入・前処理設備

⑥木質バイオマス熱供給装置(160GJ/h 未満、木質バイオマス燃料年間利用率 80%以上と見込まれるもの)

<下記要件のいずれかを満たすもの>

・装置の熱効率 80%以上と見込まれるもの

・熱電併給(発電設備及び熱供給設備を同時に新設)の場合

<付带的設備>

・発電設備

・燃料製造設備

⑦地熱発電設備(1,000kW 以上)

<下記要件を満たすもの>

・年間発電時間利用率 80%以上と見込まれるもの

《関係条項》

【省エネルギー】

—

【再生可能エネルギー】

法人税(租税特別措置法第 42 条の 5、第 68 条の 10、施行令第 27 条の 5、第

		39条の40) 所得税(租税特別措置法第10条の2、施行令第5条の4)
4	担当部局	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 【省エネルギー】 エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成42年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。また、省エネ設備投資の増加により、省エネルギーの推進と事業者の生産性向上の両立を促す。</p> <p>【再生可能エネルギー】 エネルギーミックスでは、平成42年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。それを実現すべく、法律、規制、予算、税など必要な施策措置を講じていくことが求められている。再生可能エネルギー導入拡大策のうちFIT制度については、太陽光に偏った導入の是正やコスト効率的な導入を進める観点等から、平成28年5月にFIT法を改正、平成29年4月から改正法が施行されており、この中で複数年度価格や中長期的な価格目標の設定を可能とし、再エネの最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立を達成することを目指すこととしている。また、我が国においてFIT買取期間以後も基幹電源として再生可能エネルギーが根付いていくためには、FITに頼らない導入が進むことで、再エネの自立化と長期安定発電の促進することが重要であり、その環境を今から整備していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で5,030万kl程度の省エネルギーを実施することによって、平成42年度のエネルギー需要を326百万kl程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定)</p>

		<p>「重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーについては、平成 25 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこととしており、我が国の自然条件等を踏まえつつ、各電源の個性に応じた再生可能エネルギーの最大限の導入を行う観点から、自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。」</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全          施策目標9 地球温暖化の防止等の環境の保全を行うに包含</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスに掲げられた、各部門の平成 42 年度時点における省エネルギー目標(原油換算)の実現。</p> <p>産業部門: 1,042 万 kl          業務部門: 1,226 万 kl          運輸部門: 1,607 万 kl</p> <p>【再エネルギー】</p> <p>平成 42 年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量を以下のとおりとする。</p> <p>再エネ全体: 22~24%程度(2,366~2,515 億kWh)          太陽光 : 7.0%程度(約 6,400 万 kW、749 億kWh)          風力 : 1.7%程度(約 1,000 万 kW、182 億kWh)          地熱 : 1.0~1.1%程度(約 140~155 万 kW、102~113 億kWh)          水力 : 8.8~9.2%程度(約 4,874~4,931 万 kW、939~981 億kWh)          バイオマス: 3.7~4.6%程度(約 602~728 万 kW、394~490 億kWh)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスにおいて掲げられた、最終エネルギー消費で平成 42 年度に原油換算で 5,030 万 kl の省エネ見通しを実現するためには、徹底した省エネの推進が喫緊の課題。</p> <p>エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED 機器の導入のような投資判断が容易な投資で進む省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばであり、投資促進が重要。</p> <p>また、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組が増加している。現行省エネ法では事業者単位の取組を評価しているが、こうした新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>さらに、運輸部門では、E コマース拡大による再配達増加など、エネルギー需要の増加にもつながる課題が顕在化しており、E コマース事業者を含め、物流に係る事業者間の連携を制度的に担保し、物流の効率化による省エネを促進することが重要。</p> <p>これらに対して、規制的措置により事業者の省エネ取組を加速するため、次期臨時国会において省エネ法の改正を予定しているところ、規制的措置により取組を進める事業者に対して税優遇措置を講じることによってその実施を促進する。</p>

			<p><b>【再エネルギー】</b>  再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与する。しかしながら、他電源と比較して導入初期の設備投資や工事負担金の支払い等の導入コストが高く、また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合が多いことや、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しないなどリスクが大きいことが導入拡大に向けた大きなハードルとなっている。</p> <p>そのため、本税制措置によって、再生可能エネルギー発電設備導入時のキャッシュフローを改善し、リスクを低減させることは有効な手段である。</p> <p>※固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備の設備導入量(資源エネルギー庁調べ)</p> <p>平成 26 年度の導入量 1,157.2 万 kW  平成 27 年度の導入量 967.8 万 kW  平成 28 年度の導入量 695.8 万 kW</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p><b>【省エネルギー】</b>  平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。</p> <p>・大規模省エネ投資  適用件数:特定事業者 707 者/年(見込み)  推計方法:原単位が 7%以上改善している特定事業者を定期報告データより算出。</p> <p>・連携省エネルギー取組  &lt;工場&gt;  適用件数:40 件/年(見込み)  推計方法:エネルギー使用合理化等事業者支援補助金の工場間一体省エネルギー事業の実績を参考に、複数事業者間において行われる連携省エネルギー事業の規模及び実施件数を試算。</p> <p>&lt;物流&gt;  適用件数:220 件/年(見込み)  推計方法:荷主規制の適正化により、省エネ法の規制対象である特定荷主が増加することを踏まえ、現在規制対象となっている特定荷主における普及割合と同程度の割合でシステム投資が進むと仮定して試算。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b>  平成 30 年度について以下のとおり。</p> <p>適用件数:272 件(見込み)  推計方法:適用件数の太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数のうち、38.5%※の適用があるものとして推計。その他の設備については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月末までに稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数のうち、38.5%の適用があるものとして推計。</p> <p>※平成 27 年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却 30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。</p> <p>参照:平成 27 年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>

	②: 減収額	<p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 4,801 百万円／年(見込み) ・連携省エネルギー取組 &lt;工場&gt; 1,236 百万円／年(見込み) &lt;物流&gt; 1,014 百万円／年(見込み)</p> <p>試算方法: 上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p> <p>【再エネルギー】 平成 30 年度について以下のとおり。 4,666 百万円／年(見込み)</p> <p>試算方法: 上記適用数に係る特別償却利用投資額に特別償却比率 30%と法人税率 23%をそれぞれ乗じた金額を算出。</p>
	③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>【省エネルギー】 平成 30 年度、31 年度ともに以下のとおり。 ・大規模省エネ投資 省エネ量 198.60 万 kl／年 ・連携省エネルギー取組 &lt;工場&gt; 省エネ量 50.97 万 kl／年 &lt;物流&gt; 省エネ量 22.84 万 kl／年</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギー発電設備及び付帯的設備について、特別償却・税額控除により導入初期負担の軽減を税制措置により講じることで、設備の利用効率向上、系統制約対策を支援し、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電を推進することができる。 また、システムコストの大幅削減が見込め、FIT に頼らない自立的普及につながり、国民負担の抑制や長期安定的な発電事業の環境整備に資する。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本税制措置により、再生可能エネルギー設備における導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで事業リスクの低下と再投資の拡大を図るとともに、再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電につながる設備の積極的な普及を通じて、エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電の達成に寄与する。また、再生可能エネルギーを用いた分散型エネ</p>

			<p>ルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献し、地域でのエネルギー安定供給に寄与するものである。</p> <p>以上から、税収減減を是認する効果があると見込まれる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p><b>【省エネルギー】</b></p> <p>省エネ設備投資については、同機能を有する他の設備投資と比較し、設備価格が高価となり、その差分については、省エネ設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資と比較し長期となる傾向がある。そのため、省エネ設備投資について、事業者の経営判断における優先度が相対的に低下するため、租税優遇措置によって後押しを行うことは効果的。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b></p> <p>再生可能エネルギー設備導入、メンテナンス高度化設備導入、系統制約の克服に資する支援は、広く事業者全般を対象とするもので、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p><b>【省エネルギー】</b></p> <p>○平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業</p> <p>本事業については、省エネ効果の高い設備の更新を条件とするが、本要望では省エネ効果の高い設備の新設を中心に租税優遇措置を設ける。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることもあることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進することとする。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b></p> <p>○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図るもの。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度)</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)</p> <p>固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家消費型太陽光発電設備、風力発電設備:課税標準となるべき価格の2/3</li> <li>・中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備:課税標準となるべき価格の1/2</li> </ul> <p>○平成29年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(再生可能エネルギー熱事業者支援事業)</p>

		<p>本税制は補助金との併用を認めないこととするため、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。本税制措置と固定価格買取制度との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は導入初期、導入後のメンテナンスにかかる税負担の軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
2	対象税目	(法人税:義)(国税20) 【 <b>新設</b> ・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等について、法人税の特例措置(取得後5年間 30%割増償却)を創設する。 《関係条項》 —
4	担当部局	港湾局産業港湾課クルーズ振興室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月                      分析対象期間:平成 30~32 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 旅客施設等を整備する民間事業者が安定的に事業を営むことができる環境を整備することにより、今後の各地におけるクルーズ船の受入施設の拡充と寄港の拡大を図り、もって観光先進国の実現、地域振興等に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る」ことが規定されている。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2017(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「官民連携による国際クルーズ拠点の形成」が位置づけられている。</p> <p>○ ニッポン一億総活躍プラン(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)において、「クルーズ船受入の更なる拡充」が位置づけられている。</p> <p>○ 明日の日本を支える観光ビジョン(平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)において、「世界に誇る国際クルーズの拠点形成(旅客ターミナル整備への無利子貸付制度の創設等)」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的	<p>政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

		の位置付け	業績指標:77 訪日クルーズ旅客数
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成32年度における訪日クルーズ旅客数を500万人とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、政策目標の達成に大きく寄与するもの。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>&lt;将来の推計&gt; 平成30年度 1件(横浜港) 適用額:17,000千円(対象資産850,000千円÷対応年数50年) 平成31年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港) 適用額:102,000千円(17,000千円×6港) 平成32年度 6件(横浜港、清水港、佐世保港、八代港、本部港、平良港) 適用額:102,000千円(17,000千円×6港) ※各港湾へのヒアリングによる</p>
		② 減収額	<p>&lt;将来の推計&gt; 平成30年度 118万円(1,179千円×1港) 平成31年度 707万円(1,179千円×6港) 平成32年度 707万円(1,179千円×6港) ※各港湾へのヒアリングによる</p> <p>&lt;推計の根拠&gt; ・対象資産 850,000千円(仮定)※適用港湾へのヒアリングにより仮定 ・資本金 1億円以下(想定)※適用港湾へのヒアリングにより想定 ・所得金額 30,000千円(想定)※適用港湾へのヒアリングにより想定 ・減価償却方法 定額法 ・耐用年数 50年 ・割増償却 5年、3割 法人税率 800万円以下19%、800万円以上23.2%</p> <p>割増償還無法人税額: 8,000千円×19%+(30,000千円-(対象資産850,000千円÷50年)-8,000千円)×23.2%=2,680千円/年</p> <p>割増償還有法人税額: 8,000千円×19%+(30,000千円-(対象資産850,000千円÷50年)-8,000千円-割増償却5,100千円)×23.2%=1,501千円/年</p> <p>1港当たり減収見込額: (割増償還無法人税額:2,680千円/年-割増償還有法人税額:1,501千円/年) =1,179千円</p>

		③: 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>本特例措置により、旅客施設を整備する民間事業者における事業初期の資金繰りを支援することで、民間事業者(クルーズ船社等)の整備する旅客施設の安定的な管理・維持を図る。これにより我が国へのクルーズ船の中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れるものであり、ひいては訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるもの。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>上記記載の効果により、我が国への中長期的かつ安定的な寄港の確保が図れ、訪日クルーズ旅客500万人の達成に繋がるものと考え。クルーズ船の寄港による経済効果は、クルーズの効果は600億円(直接効果が1.2万円/人(※)×500万人)であるのに対し、本税制の減収額は707万円であるから、減収を是認する効果がある。</p> <p>(※)クルーズ船寄港による効果の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・油津港での直接効果(宮崎県調べ)  &lt;2015.8.16 クァンタム・オブ・ザ・シーズ&gt;(乗客4,843人)  約0.6億円/回、1.2万円/人</li> <li>・博多港での直接効果(福岡市調べ)  &lt;2015.9.1~10.31 スカイ・シー・ゴールデン・エラ、コスタ・ビクトリア、コスタ・セレーナ、クァンタム・オブ・ザ・シーズ&gt;  10.7万円/人</li> </ul>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、適格かつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>&lt;予算措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾整備事業(国費194億円の内数)  無利子貸付(埠頭整備資金貸付金)を含む</li> <li>・国際クルーズ旅客受入機能高度化事業(国費12億円)</li> </ul> <p>&lt;法令措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾法第55条の7第2項第3号(無利子貸付制度)</li> <li>・港湾法第2条の3第1項(国際旅客船拠点港湾の指定)</li> </ul> <p>&lt;役割分担&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の支援措置が主に施設の整備に対するものであるのに対し、本税制では施設の運営に対して支援を行うもの。</li> </ul>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、クルーズ船の旅客施設を運営する民間事業者が安定的に事業を運営できるよう支援することで、クルーズ観光の発展に貢献することから、各地方公共団地体におけるクルーズ産業の振興、ひいては地方創生に寄与することとなる。
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税24) (法人住民税、法人事業税:義) 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>(1) 現行制度の概要 平成26年4月から27年3月までに耐震性に係る報告を港湾管理者に行った上で、報告後3年以内に耐震改修を行った民有の護岸、岸壁及び棧橋について、20%の特別償却。</p> <p>(2) 要望の内容 現行措置を延長し、港湾管理者への報告期間を平成30年4月から平成32年3月までとし、報告後3年以内に耐震改修を行った施設を対象とする。</p> <p>加えて、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における施設については、40%の特別償却とする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第43条の2第2項、第68条の17第2項</li> <li>・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号</li> </ul>
4	担当部局	港湾局海岸・防災課危機管理室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成26年度～34年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
7	適用又は延長期間	5年間(平成30年度～34年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模地震等により損壊し、土砂を流出させ船舶交通に著しい支障を及ぼすおそれのある施設につき、耐震改修を促進することで、非常災害時においても耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)において、「コンビナートに係る・・・護岸等の強化等の地震・津波対策・・・を着実に推進する必要がある」と規定されている。</li> <li>○ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)において、「港湾管理者等は、・・・岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進する」ことが位置付けられている。</li> <li>○ 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定)において、「国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役</li> </ul>

			<p>割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(平成 18 年 3 月 31 日中央防災会議決定)において、「国、地方公共団体、関係事業者は、…港湾・漁港の耐震性の強化を進める」ことが位置付けられている。</p>																																								
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保          施策目標 19 海上物流機能の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する          に包含</p>																																								
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○ 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性を確保し、大規模地震発生時における航路機能を確保する。</p> <p>《達成目標に係る測定指標》</p> <p>○ 民有護岸等の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾における耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの施設のうち、本年度中を目途に確立する簡易な耐震性調査手法等を用い、特に耐震改修が必要となるものについて、耐震性の確保を進める。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置が、民有護岸等の耐震改修促進に対するインセンティブとなり、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、大規模地震発生時においても耐震強化岸壁や石油製品の出荷施設に至る航路の機能が維持され、緊急物資輸送や燃油供給が確保される。</p>																																								
9	有効性等	① 適用数等	<p>○ 適用件数及び適用額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29 (見込)</th> <th>30 (見込)</th> <th>31 (見込)</th> <th>32 (見込)</th> <th>33 (見込)</th> <th>34 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>適用額 (延長分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用額 (拡充分)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12.5</td> <td>49.4</td> <td>37</td> <td>17</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈出典・根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26～29 年度の実績及び見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月)</li> <li>・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる。(平成 29 年 4 月～7 月)</li> <li>・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の見込を元に推計。          適用件数:(2(件)+4(件)+5(件)+3(件))/4 = 4(件)          適用額 :(12.5(億円)+49.4(億円)+37(億円)+17(億円))/4 = 29(億円)</li> </ul> <p>〈過去の実績について適用数等が想定外に僅少でないか否か〉</p> <p>○ 民間事業者にとって、護岸等の耐震改修については、事業活動に影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であるた</p>	年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)	適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4	適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29
年度	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)																																		
適用件数	0	0	0	0	2	4	5	3	4																																		
適用額 (延長分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																		
適用額 (拡充分)	0	0	0	0	12.5	49.4	37	17	29																																		

め、厳しい経営環境の中、耐震改修等に踏み切れなかった状況を勘案すれば、適用数が想定外に僅少であるとはいえない。

② 減収額

○減収額

(単位:億円)

年度 区分	平成 26	27	28	29 (見込)	30 (見込)	31 (見込)	32 (見込)	33 (見込)	34 (見込)
法人税	0	0	0	0	1.2	4.6	3.4	1.6	2.7
法人住民 税	0	0	0	0	0.1	0.6	0.4	0.2	0.3
法人事業 税	0	0	0	0	0.2	0.9	0.7	0.3	0.6

<出典・根拠>

- ・平成 26～28 年度の実績は、適用件数及び適用額が無かったため、減収額は 0 となっている。
- ・平成 29 年度の見込は港湾管理者への調査による。(平成 29 年 2 月)
- ・平成 30～33 年度の見込は、護岸等を所有する主要な民間事業者(19 社、本社・事業所)へのヒアリングによる適用額(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。
- ・平成 34 年度の見込は、平成 30～33 年度の適用額見込(上記①)に、特別償却率(延長分:20%、拡充分 40%)及び税率(法人税:23.2%、法人住民税:3%、法人事業税:4.8%)を乗ずることにより算出。

(法人税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 1.2(億円)  
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 4.6(億円)  
 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 3.4(億円)  
 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 1.6(億円)  
 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 23.2(%) = 2.7(億円)

(法人住民税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.1(億円)  
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.6(億円)  
 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.4(億円)  
 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.2(億円)  
 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 3(%) = 0.3(億円)

(法人事業税)

平成 30 年度: 12.5(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.2(億円)  
 平成 31 年度: 49.4(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.9(億円)  
 平成 32 年度: 37(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.7(億円)  
 平成 33 年度: 17(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.3(億円)  
 平成 34 年度: 29(億円) × 40(%) × 4.8(%) = 0.6(億円)

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>〈達成目標の実現状況及び所期の目標の達成状況〉</p> <p>○ 本税制措置により、平成26～29年度中に、耐震性が不足する民有護岸等の耐震改修が進むことを想定していたが、適用実績は0件であった。これは、耐震改修が事業活動に大きな影響を及ぼし、多額の資金が必要となり、かつ、事前の耐震性調査に係る既存手法が煩雑であった一方で、護岸等は収益に直接結びつかない施設であることから、厳しい経営環境の下、耐震改修が進まなかったことが要因と考える。</p> <p>〈測定指標を変更する理由〉</p> <p>○ 平成26～29年度の適用実績が0件であったことを踏まえ、全国の中でも特に、近い将来の発生確率が高く、発生した場合広域かつ甚大な被害が想定されている南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域にある港湾については、民有護岸等の耐震改修を促進する必要性が特に高い。</p> <p>○ この中でも、災害時の人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用する港湾であり、国土交通省としても非常災害発生時に船舶交通を緊急に確保する必要がある区域を「緊急確保航路」と定めたところであり、必要な体制を整えてきた緊急確保航路に接続する港湾については、早急に国を挙げて耐震性を確保する必要があることから、測定指標の対象を全国の港湾から上記の港湾に変更した。</p> <p>〈租税特別措置等による直接的な効果〉</p> <p>○ 護岸等の耐震改修には多額の費用がかかる一方で、民間事業者にとっては収益施設でないことから、強力なインセンティブがなければ、耐震改修が促進されず、災害時の船舶航行へ影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>○ そこで、本税制措置により、民有護岸等の耐震改修を促進することで、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。特に、耐震改修の必要性が高い、南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾について、耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸等の耐震性が確保されることにより、非常災害時の緊急物資輸送や燃油供給等に必要な航路機能の確保につながる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本税制措置によって、平年度に7.9億円の税収減が見込まれるが、航路沿いの民有施設の耐震化を促進することで、大規模地震発生時の航路機能の確保が図られることにより、港湾の後背地への緊急物資輸送や燃油供給を安定的に確保することができる。加えて、後背地に立地する産業のサプライチェーンの確保や早期復旧が可能となることから、大規模地震による市民生活への被害を最小限に留めるのみならず、我が国経済や産業活動への被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興に寄与するものと見込まれる。</p> <p>なお、本税制措置は特別償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、効率的に効果を発現する手段である。</p> <p>以上を踏まえると、本措置は効果と減収額を比較して、十分に減収額を是認する効果がある、また今後とも、十分に税収減を是認する効果を持ちうると言える。</p>

10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	護岸等は、一般的に収益性が低く、耐震改修に要する費用は多額であることから、事業者の初期投資の負担を減らすことができる最小限の措置として、特別償却制度を活用しているものである。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本税制措置は、護岸等の設備投資のインセンティブとなり、災害時の航路機能を確保するため、広く民間事業者の所有する護岸等の耐震改修を促進するという政策目的において効果が見込まれる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査を進めるため、国、港湾管理者及び民間事業者は以下のような措置を行っているところ。</p> <p>① 港湾第 55 条の 8 に基づく無利子貸付による民有護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者、民間事業者  <b>【対象】:</b> 耐震強化岸壁及び石油栈橋に至る航路沿いの護岸・岸壁・物揚場  <b>【貸付割合】:</b> 国:港湾管理者:民間事業者=3:3:4  <b>【効果】:</b> 無利子貸付により改修の資金を供給することで、事業の成立性を高める。</p> <p>② 港湾第 56 条の 2 の 22 等に基づく技術的支援  <b>【実施主体】:</b> 国、港湾管理者  <b>【内容】:</b> 国は、従来の耐震性調査及び耐震改修工法と比較して簡易・簡便な耐震性調査手法及び耐震改修工法を確立することとしており、これをガイドラインとしてとりまとめる。  国と港湾管理者は、当該ガイドラインを周知し、民間事業者に技術的支援を行うこととしている。  <b>【効果】:</b> 耐震性調査や耐震改修に係る資金・技術力の負担を低減する。</p> <p>③ 港湾管理者による公共護岸等の耐震改修  <b>【実施主体】:</b> 港湾管理者(国)  <b>【内容】:</b> 港湾管理者は、民有護岸等ではない航路沿いの護岸等を管理しており、必要な部分については、国からの交付金を得ながら公共事業にて耐震改修を実施している。  <b>【効果】:</b> 民有護岸等と合わせて、公共護岸等を耐震改修することにより、一体となって、災害時の航路機能を確保することができる。</p> <p>(他の支援措置との役割分担)</p> <p>○ 民有護岸等の耐震改修及びその前提となる耐震性調査は、事業活動に影響を及ぼし、かつ、多額の資金が必要となる一方で、護岸等が収益に直接結びつく施設でない。</p> <p>○ この中で、①及び②の支援制度を行ってもなお、民間事業者は自身で調達する資金が必ず発生するため、この自己調達資金について本税制措置により特別償却を行うことで投下資金の早期回収を可能とし、資金繰りを改善することができる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置により、大規模地震発生時の臨海部の被害を軽減するとともに、港湾における航路機能が確保され、各地域の産業活動や市民生活への被害を最小限に留め、地域の迅速な復旧が図られるものであることから、地方公共団体が一定の協力をすることは相当である。
11	有識者の見解	—	

12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (H25 国交 35)
----	--------------------	-------------------------

### 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>東日本大震災被災地において整備されることが想定される一団地の津波防災拠点市街地形成施設につき、その整備に関する事業のために収用交換等の対象となる資産についての譲渡所得等の特別控除等（代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除）を、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるよう、拡充する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第64条第4項、第65条の2第4項 地方税法第53条、第72条の23、</p>
4	担当部局	都市局市街地整備課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成29年8月 分析対象期間：平成25年度～平成28年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設
7	適用期間	恒久措置
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号)において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る目的が定められている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する 施策目標 1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進するに包含</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市計画事業の事業期間を半年以上短縮することにより、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 都市計画事業認可の前においても特例の適用が可能とすれば、効率的かつ円滑な公共事業の推進のために円滑な用地取得の実現を図れるのみならず、地権者の生活再建の早期確保がなされることとなる。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度 4 件(2 地区)  平成 26 年度 2 件(1 地区)  平成 27 年度 0 件  平成 28 年度 1 件(1 地区)</p> <p>本特例は、上記の他に、所得税控除の適用数についても平成 28 年度までに 207 件の適用実績があり、適用数が想定外に僅少とはいえない。また、本税制は適用の地域を限定するものではなく、今後、防災拠点市街地の形成を目指す各地区において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備事業が実施されると考えられることから、適用対象が想定外に特定の者に偏っているとはいえない。</p> <p>※適用数については、都道府県及び政令市に対してアンケートを行い、把握したものである。租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成 22 年法律第 8 号)に基づき把握される情報を用いていないが、これは、同法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置法等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数を抽出することができないためである。</p>
		② 減収額	<p>本特例措置は、従来、事業計画認可後に適用可能であった収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額を、都市計画決定後かつ事業計画認可前に前倒して適用するものであるため、減収額は生じない。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》  本特例により、当該事業地区において早期の用地取得調整が可能となった。関係自治体への調査によると、津波防災拠点市街地形成施設の整備事業期間は、平均で約 4 年 9 ヶ月(予定を含む)であり、本特例がない場合の標準的な事業期間(5 年)と比較して 3 ヶ月程度短縮できる見込みである。</p> <p>この結果、災害の防止・減災に資する津波防災拠点市街地形成施設の整備を早期に実現できる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》  本特例措置は、従来、事業計画認可後に適用可能であった収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除額を、都市計画決定後かつ事業計画認可前に前倒して適用するものであるため、減収額は生じない。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、譲渡所得等の特別控除等についての措置を、都市計画事業認可の前においても適用されるよう、拡充するものであるため、租税特別措置等によるべき妥当性がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等	<p>一団地の津波防災拠点市街地形成施設を整備する津波復興拠点整備事業は、東日本大震災復興交付金の交付対象事業として位置づけられているが、これは施行者である地方公共団体の計画策定支援、公共施設整備費、用地取得費を補助するものである。</p>

		との役割 分担	一方で、本特例措置は従前の権利者に対して特例措置を講じることで、事業の合意形成を促すという観点から、事業の円滑な推進に寄与するものであり、明確な役割分担がなされている。
		③：地方公共 団体が協 力する相 当性	一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業は市町村等が施行するものであり、地方公共団体の政策実現にも寄与するものである。
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向 性		引き続き本税制を継続する。
13	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		平成 24 年 8 月(国交 18)